

社会福祉法人青梅白寿会

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人青梅白寿会（以下、「当法人」という。）定款第10条及び第21条の規定に基づき、理事及び監事（以下、「役員等」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規定でいう役員等とは、法人定款第10条第1号により選任された者をいう。

(報酬の額)

第3条 役員等の報酬額については、以下のとおりとする。

(1) 非常勤理事

理事会に出席するたびに 1回 10,000 円

(2) 非常勤監事

理事会に出席するたび及び監事の監査の実施について
1回 10,000 円

(3) 常勤の理事長、常務理事及び施設長である理事
無報酬

(報酬の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬については、現金でその都度支給する。

(実費弁償)

第5条 役員等が、研修等に出張するために要する費用は、別に定める旅費規程に基づき支給する。

(改正)

第6条 この規程を改正しようとするときは、当法人評議員会の議決により行う

(施行)

第7条 この規程は、平成29年6月10日付開催の当法人評議員会の議決により、平成29年7月1日より施行する。